平成２４年（フ）第２１９３号
横浜市青葉区たちばな台２丁目８番地４
ソーシャルアパートメント215
債務者　小川　謙治
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２８９５号
埼玉県草加市吉町５丁目７―33―102
債務者　石倉　慶子（旧姓豊岡）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９７４号
東京都大田区東糀谷４丁目４－３―406
債務者　桑原　初枝
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３００２号
東京都台東区竜泉１丁目３－３　原荘
債務者　藤沼　由紀
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３００３号
東京都荒川区東日暮里３丁目15―２―103
債務者　金久保惠永
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０７９号
東京都練馬区谷原１丁目７―25―101
債務者　柴田　　咲（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０９１号
東京都大田区仲六郷２丁目１－６―403
債務者　秋元　　満
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０９２号
東京都豊島区西池袋２丁目25―17　とくや荘
債務者　若林　勝則
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０９７号
東京都羽村市小作台２丁目10―10―103
債務者　木村　　亮
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１０７号
東京都新宿区西早稲田２丁目５―12―403
債務者　吉田　雄二
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１０９号
東京都葛飾区立石１丁目16―３　第一共同住宅101
債務者　濱野　育子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１１２号
東京都板橋区板橋２丁目61―16―902
債務者　佐川　裕希
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１１３号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目29―17―103
債務者　高島　陽子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１２４号
東京都江東区東雲１丁目９―32―3602
債務者　柘植恵理子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１２８号
東京都中野区新井１丁目14―16―508
債務者　柴山　清成
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部